

令和 3 年 3 月 2 2 日

特許庁庁舎 9 階庁議室＋Web会議室

産業構造審議会知的財産分科会
令和 2 年度第 2 回審査品質管理小委員会
議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開	会		1
2. 議題1	令和2年度審査品質管理小委員会報告書（案）について		2
	(1) 資 料 説 明		2
	(2) 自 由 討 議		5
3. 閉	会		16

開 会

○船越品質管理室長 おはようございます。調整課品質管理室の船越でございます。定刻にはやや早いですが、皆様、おそろいになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会令和２年度第２回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。特許庁には特許審査、意匠審査、商標審査のそれぞれに品質管理を担当する部署がございますが、第１回に引き続き、当方が取りまとめをいたします。よろしくお願いいたします。

本日は、井上委員長を除き８名の委員はSkypeによる御出席となっております。委員の皆様方から御発言いただく際は、御発言希望の旨をSkypeのチャット欄に御記入いただきまして、委員長から御発言を促された後に御発言をいただければと思います。御発言の際には、マイク及びカメラのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたら、マイク及びカメラのアイコンをオフにいただくよう、お願いいたします。

なお、カメラをオンにする場合は、カメラのアイコンのクリック後にビデオの開始というメッセージが表示されますので、そちらをクリックしてください。通信環境等の諸事情ございましたら、カメラのアイコンはオフのままでも結構です。音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

本日の議事進行は井上委員長にお願いしたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

緊急事態宣言があげましたけれども、今日も基本的にはオンラインでの開催となりました。皆様、よろしくお願いいたします。

配布資料等の確認

○井上由里子小委員長 事務局から定足数、配布資料の確認をお願いいたします。

○船越品質管理室長 まず定足数を確認させていただきます。本日は議決権を有する９名の委員全員の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第９条に基づき、本日

の小委員会は成立となります。

次に配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料１「令和２年度審査品質管理小委員会報告書（案）」です。なお、事務局からの説明は配布資料を投影用にレイアウトを整えた事務局投影スライドを用いて行わせていただきます。委員の皆様にも、こちらのスライドを送付させていただきましたので、そのスライドを御参照いただき、必要に応じて資料１を御確認いただければと思います。

続きまして、議事の公開についてです。第１回と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びリアルタイムでの公開は取りやめとさせていただきます。議事録と議事要旨、配布資料については、これまでと同様、「特別の事情」に該当する場合を除き、特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。

議事録については、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

定足数、配布資料の確認は以上となります。

○井上由里子小委員長　ありがとうございました。

議題１　令和２年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

（１）資　料　説　明

○井上由里子小委員長　議事に入ります。本日は令和２年度審査品質管理小委員会報告書（案）について、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言を中心に御議論いただきたいと思います。資料１について、事務局から御説明をお願いいたします。

○船越品質管理室長　事務局投影スライドを用いて、資料１「令和２年度審査品質管理小委員会報告書（案）」について御説明いたします。スライド右下、スライドページ番号、６ページ目にお進みください。

まず資料１の報告書（案）の構成です。昨年度の報告書同様にⅠからⅣの４章構成となります。

Ⅰ．特許庁における審査品質管理の取組の概要は、昨年度と同様に特許庁における審査品質管理の取組の概要を簡潔に紹介した内容となっております。

Ⅱ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果の１．から３．は第１回小委員会にて御了承いただいた内容であり、第１回小委員会の資料３と同一内容となっております。

ます。

Ⅲ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言は、第１回小委員会での審議を踏まえて事務局にて作成した本小委員会の改善提言案となります。本日は、このパートについての御審議をいただければ幸いです。

Ⅳ．むすびは、第１回小委員会において御評価いただいた点及び今後に期待する点として御審議いただいた点を整理しております。

次に、本日御審議いただきたい資料１のⅢ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言についてスライドを用いて御説明いたします。

改善提言は、第１回小委員会での御発言等を取りまとめて、事務局にて整理させていただいたものとなっております。特許は４つ、意匠は４つ、商標は５つとなります。具体的には、枠囲みの中の記載が本小委員会としての改善提言の内容となっております。また、枠囲みの記載の下には改善提言に関する委員からの御意見を列挙しており、枠囲みと下の委員の御意見に基づき、事務局にて枠囲みの改善提言を取りまとめさせていただいたというようになっております。

また、列挙した御意見は、議事録からそのまま抜粋しますと前後の文脈が分かりづらくなることもありますことから、文章としても意味が分かりやすくなるよう補足させていただいた箇所もございます。また御意見が類似するような場合は一つにまとめさせていただきました。特許、意匠、商標で重複するところもございますが、読み上げさせていただきます。

特許審査の品質管理に関する改善提言です。「改善提言１ ユーザーとのコミュニケーションの充実」。オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。この提言は意匠の改善提言１、商標の改善提言１と同一でございます。

続きまして、「改善提言２ 審査実施体制の強化」。審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また急増する外国文献への対応も含めた効率的な審査環境の整備を期待する。

続きまして、「改善提言３ ユーザーの問題意識・ニーズへの対応」。判断の均質性、進歩性の運用の改善等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善するとともに、個別の要因分析等も実施し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

続きまして、「改善提言 4 方針・手続・体制の更なる見直し」。ウィズコロナ・デジタルトランスフォーメーション時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。この提言は意匠の改善提言 4、商標の改善提言 5 と同一でございます。

続きまして、意匠審査の品質管理に関する改善提言です。「改善提言 1 ユーザーとのコミュニケーションの充実」。こちらは特許の改善提言 1 と同一ですので、割愛させていただきます。

続きまして、「改善提言 2 審査官数の確保と審査体制の見直し」。審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また効率的な審査環境の整備や人員配置の見直しを期待する。

続きまして、「改善提言 3 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応」。判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

続きまして、「改善提言 4 方針・手続・体制の更なる見直し」。こちらは特許の改善提言 1 と同一ですので、割愛させていただきます。

商標審査の品質管理に関する改善提言です。「改善提言 1 ユーザーとのコミュニケーションの充実」。こちらは特許の改善提言 1 と同一ですので、割愛させていただきます。

続きまして、「改善提言 2 審査官数の確保と育成の充実」。審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保及びその育成の充実を期待する。

続きまして、「改善提言 3 出願増加への対応」。出願増加に伴う審査期間の長期化への対応については、審査品質の維持を前提とした上で、審査の効率化など審査実施体制強化のための取組を更に実施することを期待する。

続きまして、「改善提言 4 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応」。審査官間の均質性、識別性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

続きまして、「改善提言 5 方針・手続・体制の更なる見直し」。こちらは特許の改善提言 1 と同一ですので、割愛させていただきます。

以上、事務局にて整理させていただきました改善提言となります。こちらの枠囲みに記載の改善提言内容に過不足ないか等の点も含めて御審議をお願いします。

事務局からの説明は以上となります。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

(2) 自由討議

○井上由里子小委員長 ただいま事務局から御説明ありました報告書（案）、特に改善提案について御意見がある方は御発言希望の旨をSkypeのチャット欄に御記入をお願いいたします。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 取りまとめいただいて、ありがとうございます。取りまとめていただいた内容については異論ございません。詳細な意見は報告書（案）に書かれたとおりですので、あえて申し上げませんが、1つだけ特徴的な点について再度申し上げたいと思います。

今年のまとめの特徴的なところは、リモートワーク対応に代表される新型コロナ対応だと思っています。リモートワークのもとでも品質をチェックして、その結果についてNGとされた要因分析とその対策をしっかりとすることは、継続的に審査の質の向上をするための根幹であると思っています。そのような体制を早期に構築するのが一番の課題だと思っています。

さらには、ポストコロナであっても特許庁固有の問題として庁舎改修問題がしばらく続くと考えております。具体的に申し上げますと、庁舎一体化のためフリーアドレス制を導入してリモートワークを継続することを検討していらっしゃると聞いております。ということですので、なおさらウィズコロナの状況下で、しっかりとリモートワークのもとで品質管理体制を確立する必要があるのではないかと考えております。

私からの意見は以上でございます。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございます方がおられましたら、チャットへの書き込みをお願いいたします。

菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今回は、報告書（案）の取りまとめ、ありがとうございます。取りまとめたいただいた案について、ほとんど異論を申し上げるつもりはございません。特に特許のものですとか、意匠、商標、共通ですが、改善提言1に関して、ユーザーとのコミュニケーションの充実

という点について1点気になっていることを申し上げます。

ユーザー側からすると、ユーザー側が望むコミュニケーションの仕方ですね、弁理士側や出願人側からのコミュニケーションのしやすさや満足度も高めてほしいということはもちろんですが、こちらが分からないところで審査官が詳しいこと、特許庁のほうで詳しいことがあると思っています。

例えばオンライン化が進んでいる外国特許庁の審査官との間で情報共有などをして知っていて、このようなオンラインやリモートワーク体制でやりやすい仕事の仕方などあれば、ユーザーから要望がされていないようなことであっても、積極的に審査官からもヒアリングしていただいて、仕事がしやすい環境にさせていただいて、特許庁の審査官から代理人や出願人側、ユーザー側へのコミュニケーションをしやすくするということも改善していただければと思います。

コミュニケーションというのは双方向的なものだと思いますので、ユーザー側の満足度だけ高めていただいても、それはそれで結果的に改善につながるのかなのかというのは疑問があります。双方の満足度が高まることによって審査も効率化が進むと思っています。

ということで、改善提言1に「双方向」という言葉を入れていいのかなとも思ったんですが、コミュニケーションという言葉自体、双方向という意味もあるかと思うので、文言についてはお任せいたします。

以上です。

○井上由里子小委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

大須賀委員、お願いいたします。

○大須賀委員 私からは前回、品質ポリシーや品質マニュアルについて発言をしたのですが、それに若干付言して、各分野にまたがることですので、この段階で発言させていただきたいと思います。

私も訴訟をやっているものですから、昨今の特許訴訟の世界的な状況を見ますと、特に標準必須特許をめぐるライセンス訴訟が各国で頻発しております。その中で注目すべきものとして、イギリスの裁判所は、グローバルライセンスという言い方をしておりますが、「一国の裁判所が自国だけではなくて世界各国のライセンス料を決めることができる」という判断をしております。イギリスに限らず、他の国々もこれにならうという動きが出てきております。

これは標準必須特許に関するものですが、これが広く一般的な特許まで広がってくるといことも考えられますので、世界的な特許訴訟をめぐる傾向を考えますと、今まで以上に各国の審査レベルの均質化が重要になってくるのではないかと考えております。

一国で全世界の特許が判断されて、ある国での特許が無効とされたということになりますと非常に混乱が生じます。そういった要素が出てきているということは注目に値することです。審査レベルの国際的な均質化と、それを支える品質管理の国際的な均質化が非常に重要な課題になってきているのではないかと考えております。そのことが1つ。

あとは、既にほかの先生方もおっしゃっていましたが、これと並んで国際化に伴うオンライン運営の改善といったことも今後、更に検討していく必要があると考えております。品質ポリシー及び品質マニュアルを作成されて、ある程度年月がたっているということに加えて、世界的な状況の変化が出てきているということも踏まえて、そういった点の検討もお願いできればと思っております。

私からは以上です。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

ウィズコロナ／アフターコロナの問題に加えて、大須賀委員からは、なぜ世界レベルの審査基準を維持すべきなのかということについて示唆的な御意見をいただいたかと思います。

今まで出ている点も含めて、皆様からほかに御発言あればお願いいたします。

今日は皆様、せっかく御参加いただいておりますので、今まで御発言いただいていない先生方に一人一人御意見を伺っていければと存じます。よろしくお願いします。

最初に、井上渉委員、いかがでございましょうか。

○井上渉委員 ありがとうございます。音声だけで申しわけありません。

報告書（案）については、特に問題ございません。User Firstの姿勢を更に推し進めていっていただきたいと思っております。

1点だけ改めて強調させていただきたいのは、先ほど近藤先生からもあったかと思えますけれども、ウィズコロナ時代においてユーザーとのコミュニケーションやデジタル化をより推進し、質を伴った高い品質管理を実現していただきたいと願っております。中でも中小企業やスタートアップ企業など知財マネジメントが十分ではないユーザーへの目配りも重要です。こうしたユーザーが望むツールを幅広く用意され、情報伝達のマルチメディアを進めていただきたいと思っております。特に民間ではホームページ上でAIを駆使

したコミュニケーションを採用しております。こうした民間の取組を参考にして、充実したコミュニケーションを実現してほしいと期待しております。

以上でございます。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

田中委員、いかがでございましょうか。

○田中委員 私も内容に関しては全く異論ございません。おまとめいただいて、どうもありがとうございます。

先ほど委員から言われましたけど、コミュニケーションと言葉では簡単に言うけれども、双方向はすごく大事で、ユーザーの満足度だけではなくて、審査官自身が満足できると思いますか、仕事がしやすくなる、あるいは、やった満足感が得られるという、それもすごく大事なポイントで、それがあるからこそ、受けた側の満足度が上がるのだろーと思しますので、そういったところをしっかりと頑張してほしい。

今年は、新しい環境といいますか、環境が変わった中で、それに対応することで精いっぱいだった部分もあるかなと思うので、来年度は、そこに真に新しい側面を見つけて、今までできなかったことでできるようになることはないのか、遠隔の中でどんなことができるようになるのだろーかというところで、目標をしっかりと定めていただきたいと思います。

中でも少しコメントしましたけれども、海外と比べて差があるとかだけではなくて、差があるけれども、日本のほうがよりいいんだという側面もあるかと思うので、日本としてどういう目標を持って、あるいは海外とのやり取りの中でどういうところを狙っていくのかということをしっかり自分たちで考えて、それに向かって進んでいただければと思います。

以上です。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

戸田先生、いかがでございましょうか。

○戸田委員 報告書の取りまとめ、どうもありがとうございます。私からは2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、何人かの委員の方が世界的な動きに対してコメントされていますけれども、審査の品質といえども、毎年定点観測に加えて他の国・地域との比較、ベンチマークをぜひ行っていただきたいという点です。ベンチマークの結果、必ずしも均一化がいいとは限らないかもしれないし、日本独自の制度でもいいところは伸ばしていけばいいと思いま

す。改めるべきところは改めるということで、制度自体の見直しにもつながる話ではないかと思しますので、御検討のほどお願いします。

2点目は、企業でもよく言われるのですが、「品質の向上に終わりはない」という点です。コロナ禍でいろいろなストレスがかかったり多くの困難があるかと思えますけれども、こういったピンチをチャンスに変えるべく、知恵と工夫を出し合って、今後も審査の品質向上に取り組んでいただけると、ユーザーとしては大変ありがたいと思います。どうもありがとうございました。

以上です。

○井上由里子小委員長 戸田委員、ありがとうございました。

本多委員、いかがでございましょうか。——本多委員、聞こえておりますでしょうか。ミュートになっているようでございます。

本多委員とうまくつながらないようですので、村松委員、お願いいたします。

○村松委員 報告書を取りまとめいただき、ありがとうございました。報告書の提言について異論はありません。ウィズコロナの必要に応じて多くの対応策を実現いただきますが、これにより審査官や本庁職員の皆様の勤務環境の向上や全国各地の知財ユーザーにとって利便性の高いものになると期待しています。1年間、よろしくお願いいたします。

○井上由里子小委員長 ありがとうございました。

本多委員、いかがでございましょう、聞こえますでしょうか。

○本多委員 失礼いたしました。機械の操作にちょっと手間取ってしまいました。

○井上由里子小委員長 お願いいたします。

○本多委員 評価をおまとめいただきまして、ありがとうございます。コロナ禍で急にいろいろな御対応を迫られた中、大変御苦労されたことだと思います。特に商標については、その中でも件数が増えていて審査が遅くなっているなどいろいろ問題があり、解決すべき事項がたくさんあるかと思えます。引き続き御検討いただきたいと思います。どうしても、審査に急ぐあまり、むらが出ているのではないかという御意見もいただいておりますので、品質管理のほう、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○井上由里子小委員長 どうもありがとうございました。これで全委員から御意見を伺いました。2つあったかと思えます。

1つはコロナ時代あるいはアフターコロナへの対応策で、特にコミュニケーションの在

り方を中心に様々御意見をいただいたかと思います。

Build Back Betterといいますが、コロナを奇貨として、新しいコミュニケーションの在り方ですとか働き方を模索し、従前を超える品質の実現を目指すという姿勢が必要だと感じました。

コロナ関係あるいはニューノーマルの関係で、ほかに何かございましたら、お伺いできればと思います。いかがでございましょうか。——よろしゅうございますでしょうか。

様々報告書に書き込んでありますので、これを着実に実行していただくということをお願いしたいと思います。

菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

念のためですけれども、審査の質と審査のスピードが速くなることによっても、むらが生じるという問題は、ほかの委員の先生から懸念されていたかと思います。

特に特許に関しては、早期審査やスーパー早期審査は日本の特許庁が外国特許庁に対してリードしている、日本特許庁が一番すぐれている制度だと思っておりますので、変化をチャンスにじゃないですけれども、コロナ体制でも、より早期審査、スーパー早期審査ができるような体制で整えていっていただければと思います。また品質ポリシーの話も関連するかもしれないのですが、そのあたりをアピールしていただいてもいいのかなと思っております。

また、ほかの省庁との関係があるかもしれないんですけれども、「特許庁や経済産業省が一番デジタルトランスフォーメーション化に進んでいるよね」と言われるようになっていただきたいなと思っております。

以上です。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

世界各国の特許庁との間で均一的な審査を行うことが重要になっていると大須賀委員からいただきましたが、菅原委員からは、さらに、我が国の特許庁がどこで優位性を見せていくのかということも重要だというご指摘をいただき、一例として、早期審査の話などもいただきました。

世界の中での日本特許庁の戦略は何なのか、その点について、ほかに御意見ありましたら、お願いいたします。

一通り皆様から御意見をいただきましたので、事務局に一度お返しをしたいと思います。

○船越品質管理室長 品質管理室の船越でございます。御意見いただきまして、ありがとうございます。

品質管理に関して、戸田委員から「品質向上に終わりはない」という御意見をいただきました。また近藤委員からも「今年度リモートワークということで、品質の体制チェックをしっかりとやっていくんだ」という御指摘をいただきました。こちらについては、まさにそのとおりに思っております。現在、リモートワークでできるところを増やしているところでございますので、このような状況の中、引き続き審査の質の向上に努めていきたいと考えてございます。

○井上由里子小委員長 高野商標課長、お願いいたします。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。

本多委員から御意見をいただきました商標出願の件数ですが、コロナ禍においても減少するような感じではなく、引き続き増加していきだろうと考えております。本多委員から御指摘いただいたように、審査処理が増加するあまり審査の質が落ちないように、我々も審査体制の確立であったり、審査の効率化であったり、審査のサポートツールの開発を進めてまいります。今後も審査の質を維持しながら審査の処理に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○井上由里子小委員長 ありがとうございます。

野仲調整課長、お願いいたします。

○野仲調整課長 調整課・野仲でございます。

様々な意見をいただきまして、ありがとうございました。特に最後に、菅原委員から、質とスピードの関係で早期審査、スーパー早期審査の言及をいただきました。こういう状況ではございましたけれども、特許審査部では早期審査、スーパー早期審査に遅れを生じないようにということで取組を進めてまいりました。

その結果、今月末に公表する数字ということで暫定値ではございますけれども、早期については昨年より若干遅くなっているものの、2.7カ月という形でファースト・アクションを出しております。スーパー早期についても0.9カ月となっておりますので、ユーザーの皆様の期待に添える形でやらせていただいているのかなと思っております。今後も引き続き工夫をして、しっかりユーザーの皆様の期待に応えられるようにやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○井上由里子小委員長 ありがとうございました。

下村意匠課長、お願いいたします。

○下村意匠課長 意匠課の下村でございます。

今日は多くの先生方から双方向のコミュニケーションをますます充実していくべきという御意見をいただきました。意匠分野においては未公開の案件も多数扱っておりますけれども、こういった情報の管理に留意しつつ、困難をチャンスに変えるべく多々努力してまいりたいと思います。

意匠の場合は、特に中小企業の方ですとか、個人の出願人から多く御質問いただくことがありますけれども、こういった御質問に対して確実に情報提供できるよう、私どもも鋭意努力してまいりたいと思います。

○井上由里子小委員長 ありがとうございました。

今回の改善提案を受けて、特許、意匠、商標それぞれが更に対応を進めていただけるというお話でございましたので、よろしくをお願いいたします。

私からも皆様方の御意見を伺っての感想を一言申し上げます。品質管理の小委員会に携わるようになりまして、毎年、「世界最高品質って何なんだろう。それは何なのかははっきりさせてほしい」という気持ちで発言してきました。

「世界最高品質」の定義も重要ですが、その前提として、一体何のために世界ナンバーワンの品質を審査で確保しなければいけないのか、これが分かったようで分からない。

品質ポリシーの冒頭には、「国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利の設定が企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引秩序の維持を図る上で重要である」とあります。それはそのとおりだなと思います。今回の報告書案冒頭「はじめに」のところにも、何のための世界品質なのかということも書き込んでいます。

ただ、客観的な品質としてどこまで目指すのか、大須賀委員からも話があったり、菅原委員からも御意見があったと思いますけれども、目的をもう少し具体的なところまで落とし込んでいって、何をやらなければいけないのかを詰めていただきたいと思います。

民主党政権下の仕分で、「スパコンについて、なぜ2番じゃいけないんですか」というフレーズが物議を醸したことがありますけれども、あれはGood Questionだと思っています。WHYというのがはっきりしないと、何をやらなければいけないのかが見えてこない。品質ポリシーはじっくり読めばよくできていると思いますが、大須賀委員から前回御指摘

ありましたように、もう一度見直してみるというのもいいんじゃないかなと思っております。

なぜ、そして何をという点で、更に詰めていただきたいなと思っている点は2つございます。1つは誰にとっての世界最高品質なのかという点です。つまり、ユーザーの定義の問題です。ユーザー目線で、マーケットインの発想で審査を行うというのは非常に結構なことだと思うのですが、どの属性のユーザーをターゲットに設定するかで変わってくる。大企業をユーザーと捉え、そのニーズに合わせて客観的な審査品質をどこまでも追及するのか。そうすると、料金も高くせざるを得ないということもあるかもしれない。今日、お話がありましたように、スタートアップですとか、中小も視野に入れると、ちょっと違う風景が見えてくるのかもしれないということです。

クリステンセンの「破壊的イノベーション」を見ますと、どこまでもすばらしい品質を特定のユーザーのために追及していくと、ある時点で非常にシンプルな、品質はそれほどでもなかったようなものが市場を席卷する、という現象が説明されています。

独占権を付与するという特許庁の行政サービスの特性を考えますと、こうした議論はそのまま当てはまらないと思いますけれども、誰の目線で何のためにということを考えていただく必要があるのかなと思います。優先順位を考えるとときに検討いただきたいと思っております。

もう一つは、世界の中で日本の特許庁がどうプレゼンスを発揮していくかという点でございます。グローバルに見ると、各国の特許庁の間で品質をめぐる競争が行われているからこそ、世界品質を目指すということになると思います。審査の均質化の世界でリードするのが日本であるべきだということなのか、特徴的なサービスを提供することを重視するのか、いろいろな考え方があると思いますので、その辺も整理していただきたいと思っています。

近時では資本市場で知財情報の価値のディスクリージャーが重要視されています。今年1月の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」でも知財情報の資本市場での重要性が指摘されておりましたし、昨年の末にも知財戦略本部の会合でそういった議論があったかと思えます。

特許庁が質の高い技術情報を技術取引市場、資本市場に提供していくというのは社会的に意義があることだと思います。たとえば、特許庁はある種の格付機関ともいえるように思います。企業の技術情報の価値を評価して、それを技術取引市場や資本市場に提

供していくのが特許庁の大きな役割だとしますと、突飛な発想かもしれませんが、格付機関の競争環境といいますか、そういうものが参考になりそうです。

格付機関の間の競争では、客観品質をどこまでも上げていくことがベストということではなくて、ある一定レベルの品質をクリアすれば、あとは「評判」が重要だという世界だと思います。当たり前品質がクリアするのは当然として、魅力的な品質の一定レベルまでいったら、あとは「日本の特許庁が一番だ」を評判を獲得するほうに注力したほうがいいのかもわからない。

そうしますと、品質管理活動を世界に向けてよりアピールしていくといいますか、情報発信していくという。これも品質管理活動の中に入っていますけれども、そちらにリソースを振り向けるのがいいのかもわからないと思ったりもいたします。

ということで、何のためにということから出発して、品質管理の様々な項目の優先順位と財源の配分なども考えていただきたいなと感じております。私は余り実務の細かいことが分からないので、抽象的なことしか申し上げられないのですが、今年度2回の小委員会でお話を伺っていて感じた次第でございます。ちょっと長くなりましたが、感想を申し上げます。

さて、今日は皆様から様々御意見を賜りました。先ほど菅原委員からコミュニケーションに「双方向」という言葉を入れてはどうかというご提案をいただきました。コロナ関係の対応の改善提案についても委員の先生方から御意見がありました。本日の皆様のご意見を踏まえ、報告書の表現ぶりについては一度事務局で検討していただくことといたします。具体的な修正については最終的に委員長一任とさせていただきたいと存じます。それで御理解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井上由里子小委員長 それでは、今日の議題はこれで終わりとさせていただきます。

長 官 挨拶

○井上由里子小委員長 最後に、糟谷長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○糟谷特許庁長官 ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。また委員長には円滑な議事の進行、最後に非常に示唆に富んだコメントもいただきまして、心より感謝を申し上げます。

この小委員会では、今年度、2回にわたる御審議をいただきまして、委員の皆様方からは面接や国際審査協力のオンライン化などのデジタル化推進の取組について前向きな評価をいただく一方で、オンライン上のコミュニケーションを含めたユーザーとのコミュニケーションの更なる充実や社会環境の変化に対応した品質管理体制の改善など、本当に様々な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

ユーザーとのコミュニケーションを充実すべきと、特許、意匠、商標の審査に共通して御提言をいただきました。前回の小委員会において調整課長から、「来年度の早い段階でテレワーク中の審査官との電話連絡が可能となるよう準備を進めている。また年度内にユーザーへの回答をする機会が多い部署の職員がテレワーク時に電話応対できるように早期に体制を構築していく」と、そんなことをお答え申し上げます。

その後、現在の状況でございますけれども、ユーザーへの回答をする機会が多い部署にはテレワーク時の電話応対ができる体制を既に構築したところであります。来月中にはテレワーク中の審査官一人一人との電話連絡も可能となる予定でございます。

また、方針・手続・体制の更なる見直しについては、品質ポリシーの改訂という点も含めて検討を進めてまいります。これらいただいた御指摘、御意見を真摯に受けとめまして、今回取りまとめていただきます報告書の提言内容を実現すべく、令和3年度も審査品質管理の取組を推進してまいります。今後も引き続き委員の皆様方のお知恵をお貸しいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○井上由里子小委員長　ありがとうございました。

長官から「これからも、しっかり品質管理を進めていく」という力強いお言葉をいただきましたので、私どもも今後もその状況を見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

今後のスケジュールについて

○井上由里子小委員長 最後に、今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

○船越品質管理室長 本日御審議いただきました報告書については、特許庁のホームページにおいて、後日公開させていただきます。

また、来年度の審査品質管理小委員会のスケジュールは現時点で未定でございますが、スケジュールが固まり次第、早急に委員の先生方に御連絡差し上げます。

○井上由里子小委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会令和２年度第２回審査品質管理小委員会を閉会いたします。活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会